

○『龍谷紀要』規約

昭和55年3月1日

第1条 この規約は『龍谷紀要』（以下「紀要」という）の編集及び発行に関する事項について規定する。

第2条 紀要の発行は龍谷大学とし、編集は龍谷大学紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）とする。

第3条 紀要の発行は年2回とする。

第4条 紀要への投稿資格者は、当該紀要の発行される年度及びその前年度における、本学の教養教育科目及び教職課程科目等を担当する専任教育職員（特別任用教員を含む。）、並びに教養教育センター各科目部会の構成員とする。

なお、本学の専任教育職員が筆頭者である共著論文の場合には、その共同研究者を含める（連続する共著論文については、別に定めるところによる。）。

第5条 委員会は紀要の執筆者及び編集、印刷、頒布その他紀要刊行に必要な事項及び交換・寄贈雑誌の受入等に関する事項を決定する。

第6条 委員会は本学の教養教育科目及び教職課程科目等を担当する専任教育職員によって選出された若干名の委員で構成する。

第7条 第6条の委員の任期は1年とする。ただし重任は妨げない。

第8条 委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は第6条の委員の内から互選する。

第9条 委員会の委員長は次の各号の事項を処理する。

- (1) 委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 委員会の業務を統括する。

第10条 この規約の改廃は委員会の承認を必要とする。

第11条 この規約に伴う委員会の事務は、研究部が処理し、また交換・寄贈雑誌の受入等に関する事務は、図書館が行なう。

付則

この規約は、昭和55年3月1日から施行する。

付則（第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条改正）

この規約は、昭和56年2月25日から施行する。

付則（平成6年2月28日第4条、第7条、第8条、第12条改正、第13条新設）

1 この規約は、関連諸規約の抜本的見直しまでの暫定規約とする。

2 この規約は、平成6年4月1日から施行する。

付則（平成12年3月15日第4条改正）

この規約は、平成12年3月15日から施行する。

付則（平成13年4月16日第4条、第7条、第13条改正）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成18年7月25日第4条，第7条，第8条，第13条改正）

この規約は，平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年6月29日第13条改正）

この規約は，平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成24年2月27日第4条，第7条改正）

この規約は，平成24年2月27日から施行する。

付 則（平成27年3月11日第2条，第4条改正，第6条，第7条，第9条～第13条繰上・改正，
第5条，第8条削除）

この規約は，平成27年3月11日から施行する。

付 則（平成27年11月24日第改正）

この規約は，平成28年4月1日から施行する。

『龍谷紀要』内規

1. 原稿の種類は「論文」とする。
2. 共著論文が複数号に掲載される場合、第一論文の筆頭者は本学の専任教育職員に限る。
3. 共著論文の学外執筆者には、原稿料を支出しない。